解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十五日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷九〇―一

社団法人下黒瀬福祉振興会

代表清算人　佐藤　三男

解散公告（第二回）

当法人は平成二十三年三月三十一日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下根岸九番地

NPO法人こころん

清算人　関　元行

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

茨城県古河市下大野二二四八番地

古河市土地開発公社

清算人　鈴木　源一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

千葉県船橋市前原西二丁目二二番一七号

特定非営利活動法人ハローパトロール協会

清算人　大滝　保晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

東京都港区赤坂二丁目一一番七号

特定非営利活動法人全国不動産有効活用環境協会

清算人　大滝　保晃

解散公告（第二回）

当社は、平成十四年十二月三日旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

東京都三鷹市下連雀三丁目一七番一七号

株式会社アルテックス

代表清算人　髙梨　明美

申出先

千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

右代理人弁護士　藤木　秀行

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年二月二十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

東京都日野市日野本町一丁目八番地の三

日野市日野台二丁目土地区画整理組合

代表清算人　奥住　壽

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月二十九日藤沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

神奈川県藤沢市円行二丁目三番地の一七

藤沢市渡内東土地区画整理組合

代表清算人　福原　高洋

解散公告（第二回）

当協会は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

滋賀県大津市浜大津四丁目一―一明日都浜大津一階大津市市民活動センター内

社団法人滋賀県司厨士協会

代表清算人　瀬戸　勇

解散公告（第二回）

当法人は、役員総会の決議により平成二十三年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

京都府京都市左京区岡崎東天王町八番地

特定非営利活動法人おもいやりネットワーク岡崎

清算人　吉田　優

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

岡山県備前市伊部一七七六番地一

特定非営利活動法人パワーアンドパワーいんべ

清算人　幡上　義一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年三月二十二日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

広島県山県郡安芸太田町大字土居一〇二番地二

清算法人山県郡戸河内町土居土地改良区

清算人代表　松栄　勝則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

高知県高知市北本町三丁目八番二八号

財団法人福祉事業団江陽保育園

清算人　村田　光洋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

宮崎県都城市御池町五三九二番地五

農事組合法人都城ファーム

清算人　栗山　孝男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番二〇号栃木県衛生民生部環境衛生課内

社団法人栃木県水道協会

代表清算人　平野　浩視

解散公告（第三回）

当法人は、総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月九日

千葉市美浜区幕張西四丁目一番一〇号

職業訓練法人テクノピラミッド運営機構

清算人　永妻　能成